

# 安全報告書

2020 年度  
(令和 2 年度)

本報告書は航空法第 111 条の 6 に基づいて作成したものです。

**sAcc** 静岡エアコミュータ株式会社

1. 輸送の安全を確保するための事業運営の基本方針（規則第 221 条の 6 第 1 号）

静岡エアコミュータ株式会社は、お客様に信頼される航空会社として地域に貢献し共に発展することを目指しています。「安全、確実、迅速」の三原則を基本方針として、社員全員が自己の職責とプロ意識を持ち、地域と航空業界の発展に尽力して参ります。

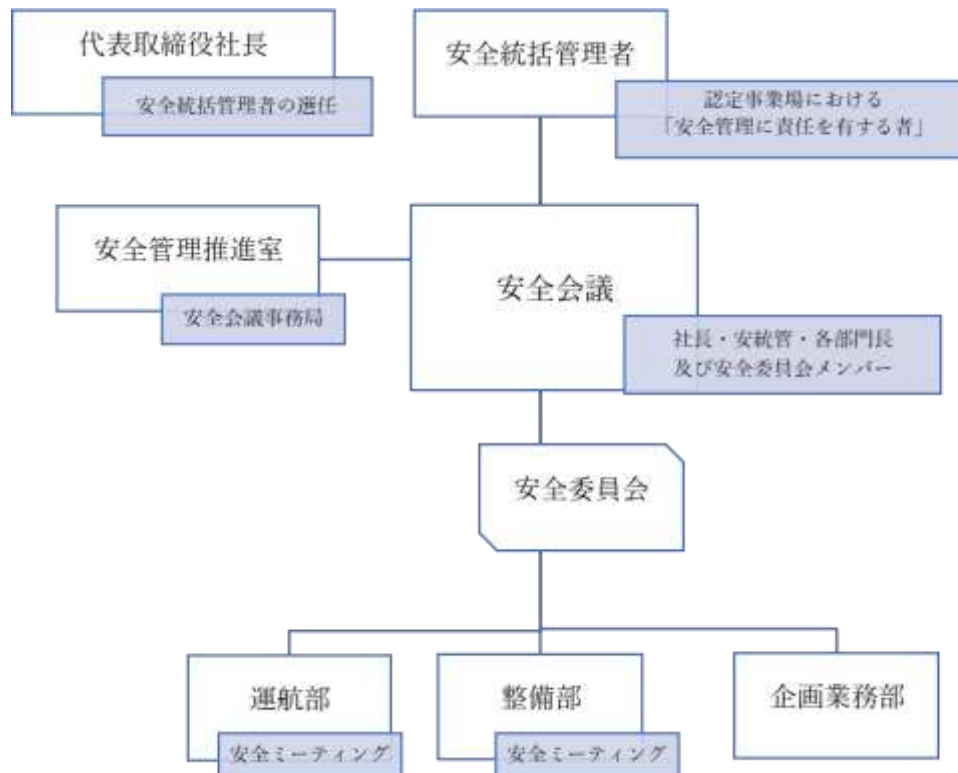
《安全に係る行動指針》

- (1) 法令・規程を遵守し、基本に忠実に業務を遂行する。
- (2) 迷ったときは安全を最優先に行動する。
- (3) 推測に頼らず、必ず確認する。
- (4) 情報は漏れなく迅速かつ正確に伝え、安全の実現に活かす。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理体制（規則第 221 条の 6 第 2 号）

(1) 安全確保に関する組織の情報

① 安全確保に関する組織の関係図



② 安全管理体制組織の機能・役割

ア：社長

安全に関する最終的な責任を有し、経営の最優先事項である安全への取組みを安全統括管理者とともに指揮します。

イ：安全統括管理者

会社の安全管理に係わる取組みを統括的に管理する責任を有し、社長を補佐し安全施策・安全投資等の重要な経営上の意志決定に直接関与します。

また、認定事業場における「安全管理に責任を有する者」の責務も負います。

ウ：安全管理推進室長

安全統括管理者を補佐し、安全管理体制の有効性と妥当性に関する事項及び安全管理体制の改善の必要性について報告を行い、安全への取組みを推進します。また、社内への安全情報の提供や安全教育等の啓蒙活動を行います。

エ：安全会議

安全会議は、会社全体での安全に関係する問題点及び必要な改善策を検討し、会社の安全管理体制の継続的な改善を図るための施策を決定します。

オ：安全委員会

安全委員会は、安全施策を計画的に実施して事故の未然防止を図ることを主眼として、事故防止のための対策及び処置について検討するとともに、社員の安全意識の高揚に努め、会社の安全な状態を維持するために設置されます。

カ：安全監査

安全監査は、安全統括管理者が指名する者を責任者として、年に1回適切な時期に会社の安全管理体制について内部監査を実施します。

③ 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者の人数（2021年03月末時点）

航空機乗組員 : 14名

整備従事者 : 24名（有資格整備士）

運航管理担当者 : 12名（航空機乗組員の兼務含む）

(2) 日常運航の支援体制

① 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者に係わる定期訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領：空航第58条」、「整備規程審査要領：空機第73号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領（安全関係）：空機第68号及び第69号」に基づいて各規程を設定し、定期訓練及び審査を実施しています。

これらの通達については、国土交通省航空局のホームページ (<https://www.mlit.go.jp/koku/index.html>) をご覧下さい。

② 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

日常運航において問題が発生した場合、当該運航担当者は各部門で設定された報告書により部門長に状況を報告します。各部門でその内容を分析し、必要があれば各部門の安全ミーティングで再発防止措置・予防対策を実施します。会社全体で検討が必要な場合は安全会議で会社としての対策・処置を実施し、またSACC安全情報の配信を通じて社内に周知徹底し、安全運航を確保しています。

③ 安全に関する社内啓蒙活動等の取り組み

ア 各部門安全ミーティング

安全ミーティングでは、各部門単位で安全に関係する問題を討議し、改善策を検討しています。また各社員に対して安全意識の高揚のための安全教育を実施しています。自らの部門で解決できない問題点については安全会議の場にも上申し、会社全体としての解決を図っています。

イ SACC安全情報

安全ミーティングで収集された情報を安全会議で検討し、周知徹底事項、改善事項、安全教育事項及びその他必要事項を掲載したSACC安全情報を、毎月全社員に対し通知しています。

④ 使用している航空機に関する情報

機種	機数	座席数 (席)	年平均飛行時間 (時間)	導入開始 時期 (年)	平均機齢 (年)
AS355 N (※)	1	6	53	1997	23
EC135 P1	1	7	103	1998	22
EC135 T2	1	7		2014	16
EC135 P2+	1	7		2009	11
AW109 SP	4	7	227	2015	4

(※) AS355Nは2021年3月に退役いたしました。



### 3. 法第 111 条の 4 の規程による報告（規則第 221 条の 6 第 3 号）

法第 111 条の 4 に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」（事故、重大インシデント及びその他安全上のトラブル）の発生状況

『該当するトラブルは発生しておりません』

### 4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置 （規則第 221 条の 6 第 4 号）

#### (1) 航空機の正常な運航に支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置

『該当事項はありません』

#### (2) 事業改善命令、嚴重注意その他文書による行政処分、行政指導を受けた場合の措置

『該当する行政処分、行政指導は受けておりません』

#### (3) 安全性向上のために講じた措置及び講じようとする措置

##### ① 固定翼部門の分社化

安全運航及び安全管理の充実を図ることを目的のひとつとして、2020 年 4 月 1 日から固定翼部門の分社化を実施しました。回転翼機と固定翼機のそれぞれの特性に応じた安全推進活動を各社で実施することで安全管理をより充実させていきます。

##### ② ダウンウオッシュの危険性に関する教材の作成

回転翼航空機の離発着においてはダウンウオッシュの及ぼす影響を考慮しなければなりません。特にドクターヘリ運航においては操縦士、整備士のみならず医療・消防関係者にもダウンウオッシュの危険性を予め認識していただく必要があることから運航部が中心となって離発着時の風速等を実際に計測して、ダウンウオッシュが及ぼす影響に関するビデオ教材を作成しました。今後の啓蒙に活用していきます。

#### (4) 輸送安全の状況に関する総括評価

2020 年度は固定翼部門の分社化を実施した新体制での初年度となりましたが、事故・重大インシデントを発生させることなく安全運航を維持することができました。掲げた安全目標も全て達成することができ、当社の安全への取組みが適切に機能した結果であるといえます。特にヒヤリハットレポートは年間目標対比で 113% の報告があり、日々の作業に潜んでいる小さな要因を早期に摘みとるツールとして機能させることができました。2021 年度は更なる安全品質の向上を目標として継続した安全活動に取り組んで参ります。

(5) 2021 年度安全目標

安全は当社の存立基盤であり最優先事項です。

私たち一人ひとりが自己の職責とプロ意識を持ち、安全目標（指標）の達成に全社一丸で取り組んで参ります。

- ① 航空事故及び重大インシデントの発生：0 件  
会社設立以降の航空無事故記録を継続するため、航空事故及び重大インシデントの発生件数年間 0 件を目指します。
- ② イレギュラー運航（安全上の支障を及ぼす事態）の発生：0 件  
（※機材不具合が起因するものを除く）  
①の航空事故及び重大インシデント発生 0 件を達成するためにも、航空事故の前兆となるイレギュラー運航を発生させない事は重要であり、発生件数年間 0 件を目指します。
- ③ 社外で開催される安全セミナー、教育等への参加：年間 10 件以上  
業務に係る知識、法体制や仕組みの理解を深め、安全に対する更なる基盤強化を目的として、外部機関でのセミナーや各種教育等への参加をすすめて参ります。また、受講者のみならず、他社員の知識レベルや模擬経験値の向上が期待できることから受講内容の社内フィードバックを併せてすすめて参ります。
- ④ 全社規模の緊急事態対応訓練の実施：年間 1 回以上  
2021 年度は災害発生を想定した全社規模での緊急事態対応訓練を行います。航空事故やインシデントに起因する緊急事態のみならず、災害を含めた事態に対応する意識を会社全体で強化します。
- ⑤ ヒヤリハットレポートの報告：年間 32 件以上  
どんな小さな気づきでも躊躇することなく報告できる職場環境を構築し、不安全事象要因の早期摘みとりを定着させていきます。

以上